

特定健康診査を受診しましょう!

(特定保健指導)



特定健康診査

特定健康診査（特定健診）は、**40～74歳の組合員及び被扶養者**を対象（令和6年4月1日現在において当組合の資格がある方）に、メタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症など）の予防を目的としています。

1年に一度、次のいずれかを受診してください。

組合員	被扶養者（対象者には5月に特定健診受診券を送付しています）
<ul style="list-style-type: none">職場の定期健診当組合が助成する人間ドック	<ul style="list-style-type: none">特定健診受診券を使用して住民健診または特定健診を実施している病院等で受診 なお、受診券を使用せずにパート等勤務先で健康診断を受診する場合は、<u>健診結果を当組合に提出することで特定健診を受診したことになりますので、お手数でも健診結果のコピーを所属所の共済事務担当課を通して当組合へ提出をお願いします。</u>当組合が助成する人間ドック（被扶養配偶者のみ）

特定健診の結果、生活習慣病リスク保有者は**特定保健指導**の対象になることがあります。

特定保健指導

保健師や管理栄養士等と初回面接で計画を立てて、その後3か月程度サポートを受けながら、生活習慣の改善をしていきます。対象者には「特定保健指導利用券」を送付しますので、同封の「特定保健指導受診確認書」により初回面接の方法を次から選択してください。

組合の委託業者で受診する 委託業者 株式会社 ベネフィット・ワン	一括面接型	所属所の会議室等で受診します。 後日、共済事務担当課から連絡があります。
	個別訪問型	ご自身で委託業者と日時及び場所を調整して受診します。 後日、委託業者から連絡があります。
	ICT型面談	ご自身が所有するスマートフォンやパソコンを使用してテレビ電話で受診します。 後日、委託業者から連絡があります。
特定保健指導実施機関で受診する		希望する実施機関に直接予約して受診してください。 (実施機関一覧は、 こちら で確認できます。)

- 2回目以降（継続的支援）は、電話、メール、手紙による支援となります。
- 当組合が助成する人間ドックでは、ドック終了後に初回面接を実施する場合があります。

特定健診・特定保健指導は、国が積極的な受診を勧めており、毎年受診率を報告しています。
受診率や糖尿病等の重症化予防、医療費適正化への取組などを総合的に判断し、評価が低い場合は後期高齢者支援金の加算（ペナルティ）対象となり、短期経理の財政悪化につながる可能性があるため、特定健診・特定保健指導は必ず受診しましょう。